

かんきつ類や果菜類の重要害虫「ミカンコミバエ」の
防除対策の強化等について

ミカンコミバエは、本県では今年、令和7年6月18日からミカンコミバエが捕獲され、7月29日までに79頭捕獲されております。

これまで、ミカンコミバエの防除およびまん延防止のため、誘殺地点の2km 円内でテックス板（誘殺板）の設置等による防除を実施してきましたが、捕獲エリアの拡大、それに伴う捕獲頭数の増加が認められることから、下記のとおり更なる防除対策を強化します。

各地域の農業者及び住民の皆様には、これらの防除へのご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 捕獲状況（7/29 現在）

地域	市町等	捕獲頭数
<u>長崎地域</u>	長崎市	29頭
	諫早市	2頭
	大村市	2頭
	長与町	1頭
	時津町	1頭
<u>佐世保地域</u>	佐世保市	9頭
<u>対馬地域</u>	対馬市	10頭
<u>新上五島地域</u>	新上五島町	11頭
西海地域	西海市	12頭
小値賀地域	小値賀町	2頭
合計		79頭

計35頭

※アンダーラインの4地域が防除対策の強化を行う地域

2 防除対策の強化の内容など

(1) 対象地域

長崎地域、佐世保地域（西海市の一部を含む）、対馬地域、新上五島地域
（2の表参照）

(2) 防除対策の強化の取組内容

① テックス板（誘殺板）（※1）の増設

- ・日時：8月1日～下旬（予定）
- ・内容：現在、捕獲地点から半径2km 円内で設置 → 5km 円内に拡大し増設

②ベイト剤（※2）の再散布

- ・日時：8月1日～下旬（予定）
- ・内容：捕獲地点から半径50mで再度散布

（3）対象寄主果実の処分等について

- ・対象：上記5km 円内にかかる地域住民及び農業者
- ・依頼内容：卵を産み付ける寄主果実となりうるぶどう、なし、いちじく、スイカなどの果実のほか、家庭菜園でのトマトなどについて、採り残しや落下した果実は放置せず、埋設やゴミ出しなどで処分するよう依頼
- ・依頼方法：県や市町のホームページやSNSでの周知
地域自治会や生産部会への説明・周知

3 テックス板の注意事項

テックス板を発見した場合は、素手で触れないでください。

もし、触れた場合はすぐに石鹸で洗い流していただきますようよろしくお願いします。

※1 テックス板

大きさ4.5×4.5×0.9cmの木質繊維板に誘引剤と殺虫剤を染み込ませたもの。誘引剤に引き寄せられたミカンコミバエの雄の成虫のみを殺虫する。



テックス板

※2 ベイト剤

タンパク加水分解物と殺虫剤を混合した毒餌剤
樹木の幹や葉の裏などにスポット散布することで雌雄の成虫を殺虫できる。



設置状況

※ミカンコミバエについては、別紙参照

【お問い合わせ先】

農業イノベーション推進室
みどり戦略推進班
担当：陣野、森
TEL095-895-2933

ミカンコミバエとは

ミカンコミバエは、体長7mm位の小型のハエの一種で、カンキツ類や野菜類などの果実に寄生する重要害虫として知られている。

【世界における発生地域】

中国、東南アジア、ハワイ等

【主な寄主作物】

かんきつ類、びわ、ぶどう、もも、なし、かき、いちじく、オリーブ、すもも、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、バナナ、いちご、カボチャ、キュウリ、スイカ、ニガウリ、トマト、ナス、シシトウガラシ、ピーマン、パプリカの生果実

【被害状況】

幼虫が果実に寄生すると腐敗・落下し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【国内での発生状況】

- ① 大正8年に沖縄本島で最初に発見された。
- ② 南西諸島及び小笠原諸島にのみ発生していたことから、本土への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法に基づき寄主植物の国内移動を規制する一方、昭和 43 年から根絶事業を開始し、昭和 61 年に根絶を達成。現在は発生が無い。

一方、毎年、台風等の強風に乗って、東アジアや東南アジア等から数頭から数十頭程度が我が国へ侵入してくることが確認されているため、平時より、植物防疫所及び都道府県が連携し、本虫の誘引物質及び殺虫剤を塗布したトラップを設置して、侵入を警戒しており、万が一、侵入が確認された場合は、直ちに、防除対策を実施している。

- ③ 植物防疫法により、海外の既発生地域からの寄主果実等の輸入が禁止されている。

【防除方法】

テックス板（雄誘引剤及び殺虫剤を染み込ませた誘殺板）を設置または散布することによる雄成虫の除去

※ ミカンコミバエは人畜に毒性・寄生性はありません。



ミカンコミバエの成虫



ミカンコミバエの幼虫



テックス板の設置状況

（農林水産省植物防疫所ホームページより引用）

果樹・野菜の果実は放置 しないで下さい!!

本年、長崎市、諫早市、大村市、長与町、西海市、新上五島町、対馬市などで**果樹や野菜**等の重要害虫であるミカンコミバエが見つかっています。果樹や野菜等の果実を園地や庭先に放置するとミカンコミバエの発生源となる恐れがあるので、取り残した果実は処分して下さい。

ミカンコミバエのまん延防止にご協力をお願いします。

◎ ミカンコミバエとは？

ミカンコミバエは、**果樹や野菜**等の重要害虫で、体長約7.5mm程のハエの仲間です。この害虫は、下記の多くの種類の果物や野菜に卵を産み付け、幼虫(ウジ)が中を食い荒らし、収穫できなくなります。

寄生する植物:かんきつ類、びわ、ぶどう、もも、なし、かき、いちじく、オリーブ、すもも、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、いちご、カボチャ、キュウリ、スイカ、ニガウリ、トマト、ナス、シシトウガラシ、ピーマン、パプリカ等



← ミカンコミバエ成虫

幼虫による果実の食害 →



◎ まん延防止に向けたお願い

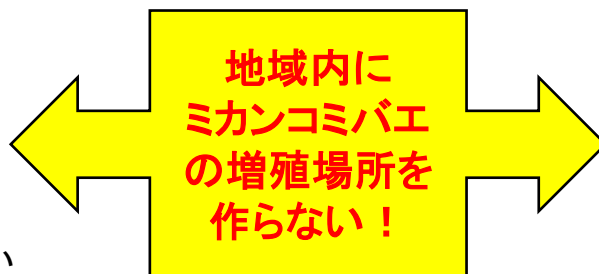
ミカンコミバエは、果樹や野菜の果実に卵を産み付けます。**特に成熟期を迎えたぶどう、なし、いちじく、スイカ、トマト、ナスなどの果実**について、採り残した果実や地上に落下した果実は発生源となる可能性が高いので、決して放置せず、必ず地中深くに埋設するか、ビニール袋に入れて処分するなどの対応をお願いします。

まん延防止に向けては、初期の防除が極めて重要です。地域一体となった取組みをお願いいたします。

・対象地域:長崎市、諫早市、大村市、時津町、長与町、佐世保市、西海市、新上五島町、対馬市



出荷や自家消費しない
不用果実の放置



果実の野積み状態の放置

《連絡先》

長崎県 農業イノベーション推進室 : 095-895-2933
農林水産省門司植物防疫所長崎出張所 : 095-822-2691
農林水産省門司植物防疫所伊万里出張所 : 0955-28-2573
最寄りの県振興局、市役所、町役場の農林業関係部署におたずねください。

作成日: 令和7年7月31日